

医療法人葵会上賀茂デイサービス

介護予防型デイサービス運営規程

(事業の目的)

第1条

この規程は、医療法人葵会（以下「本会」という。）が開設する指定介護予防型デイサービス（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防型デイサービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の「看護職員」、介護職員、機能訓練指導員（以下「介護予防通所介護従業者」という。）が、要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定介護予防型デイサービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条

- 1 指定介護予防型デイサービスの従事者は、要支援者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び身体機能の維持回復並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
- 2 事業は、利用者の心身状態の悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。
- 3 事業の実施にあたっては、地域包括支援センター、介護予防支援事業所その他、保健・医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市区町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。
- 4 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
- 5 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じる。
- 6 事業所は、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努める。

(事業所の名称等)

第3条

指定介護予防型デイサービスを実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

1 名 称：指定介護予防型デイサービス医療法人葵会上賀茂デイサービス

2 所在地：京都府京都市北区上賀茂山本町50番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

1 管理者 1名

管理者は所属職員を指導監督し、適切なサービスの運営が行われるよう実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

2 従業者

生活相談員 2名以上（管理者兼務、介護職兼務）

生活相談員は利用者の生活向上を図るため、利用者からの相談に応じるとともに、必要な助言、その他の助言を行う。

介護職員 2名以上（サービス提供時間を通じて毎日常勤1名以上配置する）

介護職員は利用者の入浴、食事等の介護サービスを提供し、又は必要な支援を行う。

看護職員（看護師） 1名以上（機能訓練指導員兼務）

機能訓練指導員は機能の減退を防止するための訓練指導及び助言を行う。

従業者は指定介護予防型デイサービスを提供する。

(営業日及び営業時間)

第5条

指定介護予防通所介護の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1 営業日：月曜日～金曜日

但し、土曜日、日曜日、12月29日～1月3日までを除く。

2 営業時間：午前8時30分～午後4時30分、サービス提供時間：午前9時30分～午後3時30分までとする。

(指定介護予防型デイサービスの利用定員)

第6条

事業所の利用定員は、通所介護事業も含めて14名とする。

(指定介護予防型デイサービスの内容)

第7条

指定介護予防型デイサービスの内容は、地域包括支援センター、介護予防支援事業所、または利用者本人等の作成した介護予防サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

1 身体介護に関するサービス

2 食事の提供

3 入浴サービス

4 送迎サービス

5 アクティビティ・サービス

6 運動器機能訓練

7 口腔機能向上

(通常の事業の実施範囲)

第8条

通常の送迎区域の範囲については、京都市北区（上賀茂、柊野、大宮、待鳳、紫竹、鳳徳、紫野、楽只、鷹峯、元町の各学区）、左京区（静市原町、葵学区）の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第9条

1 指定介護予防型デイサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防型デイサービスに要した交通費は、徴収しない。

3 通常の営業日・営業時間を超えた介護予防通所介護の提供について、やむを得ない事情で営業時間を超過して、介護予防型デイサービスを利用する場合は実費料金を徴収しない。

4 介護予防型デイサービスにかかる食材料費については、一食につき550円（おやつ代含む）を徴収する。

- 5 アクティビティ・サービスとして、作業や行事にかかる費用として、1回につき 200 円を材料費として徴収する。ただし希望されない場合は、この限りではない。
- 6 フェイスタオル（30 円/回）、バスタオル（50 円/回）の貸し出しを希望される場合は、費用を徴収する。
- 7 その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明を行い、同意を得たものに限り徴収する。

（内容及び手続の説明及び同意と利用契約）

第 10 条

サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者及び家族等に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得て利用契約を結ぶものとする。ただし緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

（介護予防型デイサービス計画書の作成等）

第 11 条

- 1 事業所は、介護予防支援計画書に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの介護予防型デイサービス計画を作成し、利用者、家族に説明する。
- 2 事業所は、介護予防型デイサービス計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

（記録の整備）

第 12 条

- 1 設備、備品、従業者及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 利用者に対する指定通所介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

（個人情報保護並びに秘密保持等）

第 13 条

- 1 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切に取り扱うものとする。

- 2 事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。
- 3 事業者及びその従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らさない。
- 4 事業者はその従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密をもらすことのないように必要な措置を講ずる。
- 5 事業者は、利用者に医療上の必要がある場合には、他の医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとする。
- 6 第5項に拘らず、利用者にかかる他の居宅介護支援事業者等との連携をはかる等、正当な理由がある場合には、利用者又は利用者の家族等の個人情報を用いることができるものとする。

(苦情処理)

第14条

1. 提供した介護予防型デイサービスに係る利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するためには、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じる。
2. 提供した介護予防型デイサービスに関し、都道府県、市町村、国民健康保険団体連合会（以下「都道府県等」）が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は「都道府県等」の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して「都道府県等」が行う調査に協力するとともに、「都道府県等」から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従がって必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第15条

利用者に対する指定介護予防型デイサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに京都市その他、市町村、国民健康保険団体連合会、当該利用者の家族、当該利用者にかかる地域包括支援センター等、かかりつけ医等に連絡をおこなうとともに、必要な措置を講じる。

(損害賠償)

第16条

本会は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。そのために「賠償責任保険」に加入するものとする。

(緊急時における対応方法)

第 17 条

従業者は、現に指定通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第 18 条

非常災害に関する担当者を置き、非常災害に関する計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を年 2 回以上行う。

(業務継続計画の策定等)

第 19 条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しをおこない、必要に応じて業務継続計画の変更をおこなうものとする。

(衛生管理等)

第 20 条

- 1 事業所は、利用者の使用する設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具類等の管理を適正に行うものとする。
- 2 事業所において感染症または食中毒が発生し、またまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催およびその結果について職員への周知
 - (2) 事業所における感染症および食中毒のまん延防止のための指針の整備
 - (3) 事業所において、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延防止のための研修および訓練の定期的な実施

(地域との連携)

第 21 条

指定介護予防型デイサービス事業所は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等地域との交流に努める。

(虐待の防止)

第 22 条

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び委員会での検討結果について職員への周知徹底
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 職員に対して、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- 4 前3号を掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等の禁止)

第 23 条

- 1 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催およびその結果について職員への周知
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(その他運営についての留意事項)

第 24 条

- 1 事業所は、介護予防型デイサービス従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。
 - (1)採用時研修 採用後 1 か月以内

(2)継続研修 年2回

- 2 介護予防型デイサービス従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
- 3 適切な地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われるハラスメントや利用者・家族からのハラスメントにより、従業員の就業環境が害されることを防止すため措置を講じる。
- 4 この規程に定める事項の他は、運営に関する重要事項は本会が定めるものとする。

(付 則)

この規程は 2023 年 4 月 1 日から施行する。

一部改定 2024 年 4 月 1 日